

広報 みなみぼうそう

ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総

「非核平和都市宣言」「青色申告の都市宣言」

ホームページアドレス <http://www.city.minamiboso.chiba.jp> (本紙の記事はホームページでもご覧いただけます)

南房総市開催決定!

ゆめ半島
千葉国体
会期 2010
軟式野球 H22.9.25~10.5 自転車

南房総市
安全安心
メール
配信登録
QRコード

南房総市
携帯
サイト

人口の動き (平成20年12月1日現在)

総人口(-16)	男(-10)	女(-6)	世帯数(+12)
44,249人	21,197人	23,052人	17,063世帯
出生 12人	死亡 42人	転入 79人	転出 65人 ()内は前月比

朝日輝き訪れた旅人が元気の出る南房総市



市観光協会主催、朝日・夕日写真コンクール最優秀賞作品 「夜明け」 鈴木凜さん (撮影場所：千倉町忍戸地区 関連記事は、3頁)

CONTENTS

新年のあいさつ	2	お知らせ (確定申告・医療費控除など)	10
災害時要援護者登録制度ほか	3	知っておこう障害福祉制度～障害者の税控除など①～	12
個人住民税の改正	4	エコ★ニュース～ペットボトルのキャップ回収運動～	13
作文コンクール・定例記者会見	6	健康だより～油断大敵ノロウイルス～など	14
市民海外交流研修報告③	7	平成20年10大ニュース・市の民話	15
快速バス「うらら」運行の一部を自由乗降制に	8	まちづくりの主役たち	16

1 No.34
2009
平成21年
月号



南房総市長
石井 裕

明けましておめでとうございます。
市民の皆さまには健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
市は今年、合併から4年目を迎えます。

昨年は、「市民憲章」「男女共同参画推進計画」「地域公共交通総合連携計画」など、市民の皆さまから広くご意見やご要望をいただく方法での市の基本的な政策方針の検討を行ってまいりました。また、「地域プラットフォーム事業」「市民提案型まちづくりチャレンジ事業」の実施により、意欲ある多くの市民活動団体が、環境美化や観光資源の開発などの分野で自主的・自発的にまちづくり事業を展開しています。

多くの市民の皆さまに市政に参画していただき、市民と行政が一体となつてまちづくりを行っています。
今年も、「南房総市総合計画」に基づき「環境・観光の都市づくり」「市民の皆さまと協働によるまちづくり」

「教育の充実」「産業の育成」の4つをテーマに、住む人が魅力を感じ、訪れた人が住んでみたいと感じていただける都市を目指し、市民の皆さまと協働してまちづくりを進めてまいります。

観光地としての魅力をさらに磨き上げ、隣接した市町と連携して観光プロモーション事業を展開してまいります。また、豊かな自然を後世に残していくため、環境意識の向上に努め、環境保全の取り組みを行ってまいります。

教育環境の整備、家庭教育・生涯学習の充実、そして、雇用創出のための企業誘致、各産業の育成強化と、課題は多くありますが、市民の皆さまと手を取り合つて、強く、魅力ある市をつくつてまいりたいと存じます。

市民の皆さまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、今年一年が市民の皆さまにとりまして素晴らしい年になりませう、併せて市の限らない発展を祈念し、新年のごあいさつといたします。



南房総市議会議長
折原 信夫

新年あけましておめでとうございます。

平成21年の新春を迎え、市民の皆さまには、ご健勝をお慶び申し上げますとともに、日ごろのご指導とご協力に対し議会を代表し感謝申し上げます。また、ご指導とご協力に感謝申し上げます。

振り返つてみますと、昨年は首相の突然の辞任などによる政局の混乱、原油の高騰に伴う諸物価の値上がりや少子高齢化、過疎化の続くなか、米国発の金融危機による、百年に一度ともいわれる世界経済の低迷、厳しい経済情勢の中で雇用の解雇や、就職内定の取り消しなど、政治や地方の経済に大きな戸惑いと混乱が生じました。

食品の産地や製造日の偽装が相次ぎ、食に対する信頼を揺るがせるなど、話題の多い年でした。

当市においては、少子化による学校再編（北三原幼小と南三原幼小の統合）、健田小学校校舎の完成、国道

410号安馬谷バイパスや宇田真野線の開通、さらには山名地区に決定された新火葬場の基本設計が完了するなど、市民の皆さまはじめ、関係各位のご理解とご協力をいただき、予定どおりの事業を進めてまいることができました。

また、本年度は白浜中学校校舎や健田幼稚園園舎の改築もすでに発注済みであります。大きく変動する政治、経済、社会情勢は大変厳しいことが予想されますが、さまざまな試練を乗り越え希望の持てる地域づくりを目指し「安全で安心して暮らせるやさしいまちづくり」を推進してまいりたいと考えております。私も議会といたしましても、市民の皆さまの負託にこたえるため、決意新たに誠心誠意、最善の努力をしてまいります。

厳しい財政状況ではありますが、市民の皆さまのさらなるご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。本年が皆さまにとって、健康で喜びと幸せに満ちた一年となりますことをご祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

災害時要援護者登録制度 ～1月20日から始めます～

災害が発生したとき、避難所へ移動することが困難で、家族などの支援が十分に受けられず、地域の人の支援を必要とする人（災害時要援護者）の登録制度を設けます。

災害時要援護者登録制度とは

災害の発生直後は、交通・通信網や行政機能は混乱し、人手不足になることが予想されます。災害時要援護者の避難支援は、地域支援者（隣近所に住んでいて、支援していただける人）や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員など地域の人による助け合いが基本となります。この制度への登録を希望する人は、個人情報や地域の皆さんに提供されることに同意のうえ、登録申請書を出してください。

市は、申請書を基に登録台帳を作成し、その副本を災害時要援護者の地区の自治会長や民生委員・児童委員などへ提供して、地域の皆さんにより災害時の避難誘導や平常時の見守りなどの支援を要請します。

災害時要援護者とは

具体的には、在宅で生活する次の人を対象者としています。

- ① 介護保険の要介護認定者およびこれに準ずる人

- ② 心身障害者の人
- ③ 高齢者
- ④ ①から③以外で、避難時に地域の人の支援が必要な人

地域支援者とは

災害時要援護者に対するふだんからの見守りや、災害が発生しそうなときや発生したときに、災害に関する情報を伝えたり一緒に避難することを心がけていただく人です。

登録された人は

災害時には助けられると思っっている近所の皆さんも、どのような事情が発生しているかわかりません。自分の身は自分で守るという心がけを持ちましょう。

申請方法

登録申請書は、消防防災課、保健福祉部（三芳分庁舎）または各支所地域市民福祉課の窓口にあります。

申請書に記入後、各窓口へ提出してください。各窓口まで来られない人は、各地区の民生委員・児童委員や自治会長にご相談ください。

問い合わせ

消防防災課

TEL 33-1052



協働のまちづくり推進 指針策定のための意見募集 ～パブリックコメント～

市では、地域の特性を生かしつつ、自立したまちづくりを実現していくために、協働のまちづくりを推進しています。そこで、市民、市民活動団体、事業者、市職員などが、協働の基本的考え方やその進め方などへの理解を深め、共通認識をもって協働を進めるために、協働のまちづくり推進指針の素案をまとめました。

この指針は、市民、市職員で構成する協働のまちづくり推進指針策定委員会にて協議しています。

意見募集期限 2月6日（金）

資料閲覧方法

- 戦略プロジェクト推進室および各支所（午前8時30分から午後5時30分まで）※休日祝祭日は、日直対応
- 市ホームページ

提出方法

指定の様式に住所、氏名、電話番号を明記のうえ、持参、郵送、電子メールまたはファクスで提出ください。様式は、戦略プロジェクト推進室および各支所に置いてあるもの、または、ホームページをご利用ください。

提出および問い合わせ

戦略プロジェクト推進室

TEL 33-1147

朝日・夕日写真コンクール

市観光協会（飯田彰一会長）で「朝日輝き訪れた旅人が元気の出る南房総市、夕日の素敵な心やすらぐ南房総市」をテーマに、足を運びたくなるような写真を募集し、96点の応募がありました。



応募作品を、道の駅「三芳村」鄙の里で展示し、投票により12点を選定、11月29日・30日に県内を走ったJR「ぐるっと夢半島号」の車内に展示し、乗客の皆さんに投票していただきました。

結果は、次のとおりです。

最優秀賞

鈴木 凜「夜明け」（敬称略）

優秀賞

山口 正明「コスモス畑昇陽」

石井 一雄「夕景の乱舞」

入選

秋葉 有紀「サンライズ」

遠藤 茂「夢の光彩」

菅原 康世「落日」

内海 祐平「立冬の夕陽」

安藤十三男「金波」

個人住民税の改正 ～公的年金からの特別徴収制度が始まります～

公的年金等受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税の公的年金などからの特別徴収（天引き）制度が導入されます。

特別徴収の対象者	その年度の4月1日現在、老齢基礎年金などの支払を受けている65歳以上の人で、公的年金などの所得に係る個人住民税が課税される人 ※ その年度の老齢基礎年金などの支払額が18万円未満の人や、その年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの支払額を超える場合などは、特別徴収の対象となりません。																																																		
特別徴収する税額	公的年金などの所得に係る個人住民税の所得割額および均等割額																																																		
特別徴収の対象となる年金	老齢基礎年金など（老齢または退職を支給時由とする年金給付）																																																		
特別徴収に係る通知	特別徴収の対象となる人については、その年度の6月20日までに市から特別徴収されることとなる税額を通知します。																																																		
特別徴収の実施時期	平成21年10月支給分の老齢基礎年金などから特別徴収を実施します。なお、それまでの間は引き続き普通徴収（個人納付）により納めます。																																																		
特別徴収の方法	<p>1. 特別徴収を開始する年度における徴収方法 — 年税額 60,000円 —</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">普通徴収</th> <th colspan="3">特別徴収</th> </tr> <tr> <th>1期（6月）</th> <th>2期（8月）</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度 年税額の1/4 (15,000円)</td> <td>初年度 年税額の1/4 (15,000円)</td> <td>初年度 年税額の1/6 (10,000円)</td> <td>初年度 年税額の1/6 (10,000円)</td> <td>初年度 年税額の1/6 (10,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年税額の半分（30,000円） を2回に分けて納付</td> <td colspan="3">年税額の残り半分（30,000円）を3回に分けて納付</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は公的年金などの所得に係る個人住民税額が60,000円の徴収税額例</p> <p>2. 2年目以降の特別徴収方法 — 年税額 75,000円 —</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">特別徴収</th> </tr> <tr> <th colspan="3">仮徴収</th> <th colspan="3">本徴収</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度 年税額の 1/6 (10,000円)</td> <td>初年度 年税額の 1/6 (10,000円)</td> <td>初年度 年税額の 1/6 (10,000円)</td> <td>年税額から前半 の仮徴収で徴収 した額を差し引 いた残額の1/3 (15,000円)</td> <td>年税額から前半 の仮徴収で徴収 した額を差し引 いた残額の1/3 (15,000円)</td> <td>年税額から前半 の仮徴収で徴収 した額を差し引 いた残額の1/3 (15,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">前年度の10月から3月までに特別徴収された額に相当する額(30,000円)を3回に分けて徴収</td> <td colspan="3">年度額(75,000円)から仮徴収で特別徴収した額(30,000円)を差し引いた額(45,000円)を3回に分けて徴収</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は公的年金などの所得に係る個人住民税額が75,000円の徴収税額例</p>	普通徴収		特別徴収			1期（6月）	2期（8月）	10月	12月	2月	初年度 年税額の1/4 (15,000円)	初年度 年税額の1/4 (15,000円)	初年度 年税額の1/6 (10,000円)	初年度 年税額の1/6 (10,000円)	初年度 年税額の1/6 (10,000円)	年税額の半分（30,000円） を2回に分けて納付		年税額の残り半分（30,000円）を3回に分けて納付			特別徴収						仮徴収			本徴収			4月	6月	8月	10月	12月	2月	初年度 年税額の 1/6 (10,000円)	初年度 年税額の 1/6 (10,000円)	初年度 年税額の 1/6 (10,000円)	年税額から前半 の仮徴収で徴収 した額を差し引 いた残額の1/3 (15,000円)	年税額から前半 の仮徴収で徴収 した額を差し引 いた残額の1/3 (15,000円)	年税額から前半 の仮徴収で徴収 した額を差し引 いた残額の1/3 (15,000円)	前年度の10月から3月までに特別徴収された額に相当する額(30,000円)を3回に分けて徴収			年度額(75,000円)から仮徴収で特別徴収した額(30,000円)を差し引いた額(45,000円)を3回に分けて徴収		
普通徴収		特別徴収																																																	
1期（6月）	2期（8月）	10月	12月	2月																																															
初年度 年税額の1/4 (15,000円)	初年度 年税額の1/4 (15,000円)	初年度 年税額の1/6 (10,000円)	初年度 年税額の1/6 (10,000円)	初年度 年税額の1/6 (10,000円)																																															
年税額の半分（30,000円） を2回に分けて納付		年税額の残り半分（30,000円）を3回に分けて納付																																																	
特別徴収																																																			
仮徴収			本徴収																																																
4月	6月	8月	10月	12月	2月																																														
初年度 年税額の 1/6 (10,000円)	初年度 年税額の 1/6 (10,000円)	初年度 年税額の 1/6 (10,000円)	年税額から前半 の仮徴収で徴収 した額を差し引 いた残額の1/3 (15,000円)	年税額から前半 の仮徴収で徴収 した額を差し引 いた残額の1/3 (15,000円)	年税額から前半 の仮徴収で徴収 した額を差し引 いた残額の1/3 (15,000円)																																														
前年度の10月から3月までに特別徴収された額に相当する額(30,000円)を3回に分けて徴収			年度額(75,000円)から仮徴収で特別徴収した額(30,000円)を差し引いた額(45,000円)を3回に分けて徴収																																																
特別徴収の中止	<p>次のような場合には特別徴収が中止となり、普通徴収により納めることになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度途中で公的年金に係る年税額に変更があった人 ○ 介護保険の特別徴収対象被保険者でなくなった人 ○ 南房総市から転出された人 ○ 現況届未提出などの理由により年金支給が差し止められた人 ○ 亡くなられた場合や裁定取消により受給権を喪失された人 ○ 当該支払年金から所得税、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を控除した後の金額が、特別徴収税額に満たない人 																																																		

地方税法の改正により、個人住民税の寄付金控除が次のとおり大幅に拡充され、平成20年中の寄付金から適用になります。

【寄付金控除制度の拡充内容】

- ・ 寄付金控除の適用下限額が10万円から5千円に引き下げられます。
- ・ 寄付金の控除対象限度額が総所得金額などの25%から30%に引き上げられます。
- ・ 寄付金の控除方式が、これまでの税額を乗じる前の所得金額から一定額を差し引く「所得控除方式」から、税率を乗じた後の算出税額から一定額を差し引く「税額控除方式」に改められます。

【控除を受けるための手続き】

寄付金控除を受けるためには、所得税の確定申告または住民税の申告が必要です。

申告の際には、寄付先から発行される寄付金領収書（受領書）などが必要となります。

【地方公共団体が条例で定めた寄付金に対する寄付金控除の創設】

都道府県または市区町村が住民の福祉の増進に寄与する寄付金として、都道府県または市区町村がそれぞれ条例で定めるものが追加されました。

※ 条例で定めた寄付金については、広報みなみぼうそう12月号をご覧ください。

	現 行	改 正 後
対象となる寄付金	・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄付金 ・ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄付金	現行の対象寄付金に、所得税の寄付金控除の対象になる寄付金（国に対する寄付金および政党に対する政治活動に関する寄付金を除く）の内から地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、都道府県または市区町村が条例で定めた寄付金を追加※
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄付金×税率（10%）	県民税4% 市民税6%
控除対象限度額	総所得金額などの25% （地方公共団体に対する寄付金との合計額）	総所得金額などの30% （地方公共団体に対する寄付金との合計額）
控除適用額	寄付金－10万円	寄付金－5千円

【地方公共団体に対する寄付金控除の拡充】

地方公共団体に対する寄付金税制が見直され、納税者が選択した地方団体に納付することができる仕組み（いわゆる「ふるさと納税」）が創設されました。

	現 行	改 正 後
対象となる地方公共団体の範囲	都道府県または市区町村	
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄付金×税率（10%）	寄付金のうち5千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除 [税額控除額の計算方法] 次の①基本控除と②特例控除の合計額を個人住民税の所得割額から控除 ① 基本控除＝(寄付金－5千円)×10% ② 特例控除＝(寄付金－5千円)×(90%－寄付される人に適用される所得税率) 特例控除額は、個人住民税所得割額の10%が限度となります。
控除対象限度額	総所得金額などの25% （地方公共団体に対する寄付金との合計額）	総所得金額などの30% （地方公共団体に対する寄付金との合計額）
控除適用額	寄付金－10万円	寄付金－5千円

問い合わせ 税務課 TEL 33-1023

「いつもありがとう」作文コンクール じいちゃんのような男になるぞ

岩井小学校4年 森

龍 人さん

今年で2回目をむかえる作文コンクール(主催 朝日小学生新聞)は、言葉ではいえない家族への感謝の気持ちを作文にして応募するコンクールです。全国から集まった29、942編の応募作品の中から、森龍人さんの作品が優秀賞に選ばれましたので紹介します。

ぼくは、じいちゃん、家族のみんなにせっかちだと思われているけれど、ぼくはじいちゃんの本当のすがたを知っている。

ぼくは、じいちゃんは魚屋をやっている、魚の切身をもくもくとすくすく早く切る。あじの干物を百枚、二百枚作る時はまるでロボット、いや、それより早く包丁を動かして、あじはスパッとぺたんこに変身する。とこかく早い。じいちゃんはのろのろしていない。それから夕ご飯がまだできていなくても、六時きっかりにすわってしまふ。だからばあちゃんに、待ってよ、せっかちなえ、と毎日怒られる。ぼくと一緒に銚子電鉄に乗りに行った時は、何時分の電車に乗り、何分に乗りかえ、どこの駅で昼ごはんにするとか書いたメモを持っていた。時間通りじゃあないと気がすまないらしい。病院に行っても待つのがきらいで帰ってきてしまったりする。たぶんあわただしい市場では、ときばきとしていないといけなから、ああしてせっかちでじいちゃんにいられないのかもしれない。

ぼくはあの日、全くちがった顔のじいちゃんを知った。

じいちゃんは、ぼくが大丈夫だと言っても毎日軽トラでむかえに来る。だから今日は時間割り通りの四時下校だよといって出かけた。ぼくは体育委員なので、帰りがおそくなることを言い忘れてしまった。委員会があることをすっかり忘れていたのだ。もう五時近くになって、でも体育館の横をのぞくといつも通りじいちゃんが軽トラで待っていてくれた。トラック、ぼくはうれしくなって走りながら手をふった。じいちゃんが車のドアを開けてくれて、ぼくは飛び乗った。ジュースを持ってきてくれていたので飲むとしたその時、そのペットボトルは、今から冷やそう庫に入れるのかなあ、というくらいにぬるかった。

ぼくは考えた。きつとじいちゃんは四時からずっと待っていたんだ。一時間近く、ずっと、四時終わりなのに今日はおそいなあ、と待っていたんじゃないだろうか。

もう四年生だからはずかしいよ、友

だちと帰れるし、学校からも近いからむかえに来なくてもいいよ、そう言うつもりだったけれどぼくは言うのをやめた。そしてきちんと帰る時間を確認してから学校に行くことにした。

じいちゃんみたいに。今は、よいしょよいしょと坂道を歩いて来て、信号の少し手前で待っていてくれる日もある。ぼくが下つてくると、もう汗をふきふき立っているじいちゃんが見える。

「おう、ちょっと今来たところだ、お帰り。」必ずそう言うけれど、ぼくには分かっているよ。

いつも心配してくれるじいちゃん、ありがとう。一緒に帰るのが大好きだよ。今日はどんな話をしようかな。こつこつして、きちんとして、約束を必ず守るじいちゃん似になりたいなあ。



◆12月定例記者会見

12月25日(木) 実施

会見項目

南房総民宿の新スタイル

「家族時間の宿」始動

平成21年南房総市成人式

日時 1月11日(日)
午後1時30分

場所 白浜フローラルホール

平成21年南房総市新春賀詞交歓会

日時 1月17日(土)
午前11時30分

場所 富浦ロイヤルホテル

南房総家族時間「家族の時間の宿」の取り組み

プロモーション

- 「家族の時間の宿」ホームページの作成
<http://kazoku-jikan.mboso-etoko.jp/>
- 「家族の時間の宿」ガイドブックの作成
- 「家族の時間の宿」会員誌の作成



女将さんの宿講座

女将さんの宿講座を12月24日から始動(全5回講座)

民宿の商品化 旅行会社とタイアップで家族の宿を旅行商品化
担当課 観光プロモーション課 TEL 33-1091

※ 記者会見の資料は秘書課およびホームページをご覧ください。

問い合わせ 秘書課 TEL 33-1002

7月26日から8月13日までの間に高校生海外派遣に参加した交流研修報告を紹介します。



保田 哲宏さん

(安房高校1年 千倉地区)

「カナダ・ボランティア体験&英語研修に参加して」

僕はこの研修が始まる時、楽しいな気持ちと不安な気持ちでいっぱいでした。これからの出会いや経験に対する期待と、これからの生活の中での不安の両方を持っていました。僕はカナダへ着いた最初の日は緊張してホストファミリーとあまり話すことができませんでした。しかし、ホストファミリーが、僕の言ったことが間違えていても理解しようとしてくれたので、その緊張は日がたつにつれて無くなっていきました。ホストファミリーのおかげで失敗を恐れずに積極的に行動することができました。

毎日バスで通った学校には、たく

さんの国の生徒がいました。そしてたくさんさんの生徒と英語を通してコミュニケーションがとれた時はとても感動しました。その学校の生徒はとも表現がうまく、先生にたくさんさんの質問をしていました。

学校が終わると毎日アクティビティがあり、ホエールウォッチングや老人ホームでの日本文化の紹介などがありました。その活動もとても楽しかったです。中でもダウンタウンの見学が特に印象に残っています。ダウンタウンには、日本の店がいくつもあつて、そこで働いている日本の人もたくさんいたので日本は信頼されているんだなと思いました。それに市内を歩いているとさまざまな国の人がいて、その人たちを見るたびにカナダは国際的だなと思いました。

日本の文化紹介では、折り紙を紹介しました。折り方を説明するのはとても難しくリーダーからのアドバイスを参考にしながら何度も説明しました。伝えるのは難しかったです。

れども、伝わった時はとてもうれしく思いました。

ホームステイを通して僕が学んだのは、いろいろな国の人とコミュニケーションをとることの重要性です。ホームステイ中に英語が理解できないことが何度かありましたが、そんなときにホストファミリーが僕に分かる表現で説明してくれたのでとても助かりました。仮に難しい表現を知らなくても知っている文法を活用すれば相手に伝えることができ

ると分かりました。

カナダで過ごした期間はあっという間に終わってしまったけど、たくさんさんのことを学ぶことができました。今回のホームステイで学んだことをこれからの人生での糧にしたいと思います。そしてまた機会があればいろいろな国に行っているいろいろなことを学びたいと思います。この研修は一生の思い出です。本当にありがとうございました。



ホームステイの様子



さらに便利な地域交通を！

1月から快速バス「うらら」の 運行の一部を 自由乗降制に変更しました



快速バス「うらら」は10月1日から実証運行を開始しました。
当初、速達性を重視し、乗降できるバス停を設定しましたが、バス停間で乗降できないかとの声が多く寄せられたことから、次のとおり変更しました。

- ① 1月15日（木）から那古小学校前から和田地域福祉センターまでの区間は、自由乗降できます。
 - ② ただし、停留所に近接している場所、カーブで見通しがきかない場所、道路が狭く停車することにより他の車両などに支障がある場所、交通量が多く歩道がないため歩行が危険な場所などでは乗り降りができませんのでご了承ください。
 - ③ 新たなバス停（南房総道楽園入口）を設けました。
 - ④ 乗車する場合は、次の時刻表のバス停近くで手をあげて運転手に伝えてください。
 - ⑤ 降車する場合は、降りる場所の手前で車内の降車ボタンで運転手に伝えてください（場所により止まれない場合は、その前後の安全な場所に停車します）。
- ※ 道路交通法で定められている一部の禁止区間を除いて、50m手前で降車を知らせます。

南房総市地域公共交通活性化協議会通信
シリーズ3

～快速バスに対する意見～

快速バスの意見で一番多いのが、既存の丸線・平群線で採用している自由乗降です。

自由乗降制（ふりーじょうこうせい）とは、バス停留所以外でもバスに乗降できる仕組みのことであり、フリー乗降制とも呼ばれます。この仕組みが利用出来る区間を自由乗降区間やフリー乗降区間といいます。

問い合わせ 企画政策課 TEL 33-1001

（下り） 実証運行快速バス線（平日） （上り）																
8:32	10:47	12:52	14:47	15:41	16:56	17:54	19:32	富浦駅	8:05	10:05	12:03	14:00	15:05	16:12	17:06	19:20
8:33	10:48	12:53	14:48	15:42	16:57	17:55	19:33	市役所	8:04	10:04	12:02	13:59	15:04	16:11	17:05	19:19
8:37	10:52	12:57	14:52	15:46	17:01	17:59	19:37	とみうら桜楓倶楽部	8:00	10:00	11:58	13:55	15:00	16:07	17:01	19:15
8:39	10:54	12:59	14:54	15:48	17:03	18:01	19:39	南房総道楽園	7:58	9:58	11:56	13:53	14:58	16:05	16:59	19:13
8:42	10:57	13:02	14:57	15:51	17:06	18:04	19:42	那古小前	7:55	9:55	11:53	13:50	14:55	16:02	16:56	19:10
8:48	11:03	13:08	15:03	15:57	17:12	18:10	19:48	三芳局前	7:49	9:49	11:47	13:44	14:49	15:56	16:50	19:04
8:49	11:04	13:09	15:04	15:58	17:13	18:11	19:49	三芳病院前	7:48	9:48	11:46	13:43	14:48	15:55	16:49	19:03
8:50	11:05	13:10	15:05	15:59	17:14	18:12	19:50	三芳支所前	7:47	9:47	11:45	13:42	14:47	15:54	16:48	19:02
8:51	11:06	13:11	15:06	16:00	17:15	18:13	19:51	三芳保健福祉センター前	7:46	9:46	11:44	13:41	14:46	15:53	16:47	19:01
8:52	11:07	13:12	15:07	16:01	17:16	18:14	19:52	谷向口	7:45	9:45	11:43	13:40	14:45	15:52	16:46	19:00
8:52	11:07	13:12	15:07	16:01	17:16	18:14	19:52	明石	7:45	9:45	11:43	13:40	14:45	15:52	16:46	19:00
8:53	11:08	13:13	15:08	16:02	17:17	18:15	19:53	大作	7:44	9:44	11:42	13:39	14:44	15:51	16:45	18:59
8:54	11:09	13:14	15:09	16:03	17:18	18:16	19:54	池の内	7:43	9:43	11:41	13:38	14:43	15:50	16:44	18:58
8:55	11:10	13:15	15:10	16:04	17:19	18:17	19:55	中村	7:42	9:42	11:40	13:37	14:42	15:49	16:43	18:57
8:56	11:11	13:16	15:11	16:05	17:20	18:18	19:56	稲都和田	7:41	9:41	11:39	13:36	14:41	15:48	16:42	18:56
8:57	11:12	13:17	15:12	16:06	17:21	18:19	19:57	御庄	7:40	9:40	11:38	13:35	14:40	15:47	16:41	18:55
8:58	11:13	13:18	15:13	16:07	17:22	18:20	19:58	深井	7:39	9:39	11:37	13:34	14:39	15:46	16:40	18:54
8:59	11:14	13:19	15:14	16:08	17:23	18:21	19:59	遠藤トンネル	7:38	9:38	11:36	13:33	14:38	15:45	16:39	18:53
9:00	11:15	13:20	15:15	16:09	17:24	18:22	20:00	沓見	7:37	9:37	11:35	13:32	14:37	15:44	16:38	18:52
9:01	11:16	13:21	15:16	16:10	17:25	18:23	20:01	前田	7:36	9:36	11:34	13:31	14:36	15:43	16:37	18:51
9:02	11:17	13:22	15:17	16:11	17:26	18:24	20:02	市場	7:35	9:35	11:33	13:30	14:35	15:42	16:36	18:50
9:05	11:20	13:25	15:20	16:14	17:29	18:27	20:05	丸山支所前	7:32	9:32	11:30	13:27	14:32	15:39	16:33	18:47
9:08	11:23	13:28	15:23	16:17	17:32	18:30	20:08	古川駐在所前	7:29	9:29	11:27	13:24	14:29	15:36	16:30	18:44
9:10	11:25	13:30	15:25	16:19	17:34	18:32	20:10	沼入り口	7:27	9:27	11:25	13:22	14:27	15:34	16:28	18:42
9:11	11:26	13:31	15:26	16:20	17:35	18:33	20:11	南三原駅	7:26	9:26	11:24	13:21	14:26	15:33	16:27	18:41
9:12	11:27	13:32	15:27	16:21	17:36	18:34	20:12	海発	7:25	9:25	11:23	13:20	14:25	15:32	16:26	18:40
9:13	11:28	13:33	15:28	16:22	17:37	18:35	20:13	安房拓心高校前	7:24	9:24	11:22	13:19	14:24	15:31	16:25	18:39
9:14	11:29	13:34	15:29	16:23	17:38	18:36	20:14	和田中前	7:23	9:23	11:21	13:18	14:23	15:30	16:24	18:38
9:15	11:30	13:35	15:30	16:24	17:39	18:37	20:15	松田	7:22	9:22	11:20	13:17	14:22	15:29	16:23	18:37
9:16	11:31	13:36	15:31	16:25	17:40	18:38	20:16	大原	7:21	9:21	11:19	13:16	14:21	15:28	16:22	18:36
9:17	11:32	13:37	15:32	16:26	17:41	18:39	20:17	和田地域福祉センター	7:20	9:20	11:18	13:15	14:20	15:27	16:21	18:35

快速バス「うらら」

自由乗降区間

バス停

実証運行快速バス線（土休日）																
（下り）								（上り）								
8:33	10:04	11:17	12:16	14:00	15:21	16:07	17:51	富浦駅	8:08	9:12	10:11	11:46	13:48	15:10	15:58	17:06
8:34	10:05	11:18	12:17	14:01	15:22	16:08	17:52	市役所	8:07	9:11	10:10	11:45	13:47	15:09	15:57	17:05
8:36	10:07	11:20	12:19	14:03	15:24	16:10	17:54	とみうら枇杷倶楽部	8:05	9:09	10:08	11:43	13:45	15:07	15:55	17:03
8:38	10:09	11:22	12:21	14:05	15:26	16:12	17:56	南房総道楽園	8:03	9:07	10:06	11:41	13:43	15:05	15:53	17:01
8:40	10:11	11:24	12:23	14:07	15:28	16:14	17:58	那古小前	8:01	9:05	10:04	11:39	13:41	15:03	15:51	16:59
8:45	10:16	11:29	12:28	14:12	15:33	16:19	18:03	三芳局前	7:56	9:00	9:59	11:34	13:36	14:58	15:46	16:54
8:46	10:17	11:30	12:29	14:13	15:34	16:20	18:04	三芳病院前	7:55	8:59	9:58	11:33	13:35	14:57	15:45	16:53
8:48	10:19	11:32	12:31	14:15	15:36	16:22	18:06	道の駅隣の里	7:53	8:57	9:56	11:31	13:33	14:55	15:43	16:51
8:50	10:21	11:34	12:33	14:17	15:38	16:24	18:08	三芳支所前	7:51	8:55	9:54	11:29	13:31	14:53	15:41	16:49
8:51	10:22	11:35	12:34	14:18	15:39	16:25	18:09	三芳保健福祉センター前	7:50	8:54	9:53	11:28	13:30	14:52	15:40	16:48
8:52	10:23	11:36	12:35	14:19	15:40	16:26	18:10	谷向口	7:49	8:53	9:52	11:27	13:29	14:51	15:39	16:47
8:52	10:23	11:36	12:35	14:19	15:40	16:26	18:10	明石	7:49	8:53	9:52	11:27	13:29	14:51	15:39	16:47
8:53	10:24	11:37	12:36	14:20	15:41	16:27	18:11	大作	7:48	8:52	9:51	11:26	13:28	14:50	15:38	16:46
8:54	10:25	11:38	12:37	14:21	15:42	16:28	18:12	池の内	7:47	8:51	9:50	11:25	13:27	14:49	15:37	16:45
8:55	10:26	11:39	12:38	14:22	15:43	16:29	18:13	中村	7:46	8:50	9:49	11:24	13:26	14:48	15:36	16:44
8:56	10:27	11:40	12:39	14:23	15:44	16:30	18:14	稲都和田	7:45	8:49	9:48	11:23	13:25	14:47	15:35	16:43
8:57	10:28	11:41	12:40	14:24	15:45	16:31	18:15	御庄	7:44	8:48	9:47	11:22	13:24	14:46	15:34	16:42
8:58	10:29	11:42	12:41	14:25	15:46	16:32	18:16	深井	7:43	8:47	9:46	11:21	13:23	14:45	15:33	16:41
8:59	10:30	11:43	12:42	14:26	15:47	16:33	18:17	遠藤トンネル	7:42	8:46	9:45	11:20	13:22	14:44	15:32	16:40
9:00	10:31	11:44	12:43	14:27	15:48	16:34	18:18	沓見	7:41	8:45	9:44	11:19	13:21	14:43	15:31	16:39
9:01	10:32	11:45	12:44	14:28	15:49	16:35	18:19	前田	7:40	8:44	9:43	11:18	13:20	14:42	15:30	16:38
9:02	10:33	11:46	12:45	14:29	15:50	16:36	18:20	市場	7:39	8:43	9:42	11:17	13:19	14:41	15:29	16:37
9:04	10:35	11:48	12:47	14:31	15:52	16:38	18:22	丸山支所前	7:37	8:41	9:40	11:15	13:17	14:39	15:27	16:35
9:06	10:37	11:50	12:49	14:33	15:54	16:40	18:24	古川駐在所前	7:35	8:39	9:38	11:13	13:15	14:37	15:25	16:33
9:07	10:38	11:51	12:50	14:34	15:55	16:41	18:25	古川	7:34	8:38	9:37	11:12	13:14	14:36	15:24	16:32
9:17	10:48	12:01	13:00	14:44	16:05	16:51	18:35	安馬谷	7:24	8:28	9:27	11:02	13:04	14:26	15:14	16:22
9:20	10:51	12:04	13:03	14:47	16:08	16:54	18:38	ローズマリー公園	7:21	8:25	9:24	10:59	13:01	14:23	15:11	16:19
9:25	10:56	12:09	13:08	14:52	16:13	16:59	18:43	大原	7:16	8:20	9:19	10:54	12:56	14:18	15:06	16:14
9:26	10:57	12:10	13:09	14:53	16:14	17:00	18:44	和田地域福祉センター	7:15	8:19	9:18	10:53	12:55	14:17	15:05	16:13

自由乗降区間

快速バス「うらら」など

オウム真理教犯罪被害者等給付金

この給付金は、オウム真理教が引き起こした次の犯罪行為により、亡くなられた人のご遺族、障害が残った人および傷病を負った人に支給されます。

障害が残った人または傷病を負った人がすでに亡くなられている場合は、その遺族に支給されます。

- 地下鉄サリン事件（平成7年3月20日発生）
- 松本サリン事件（平成6年6月27日・28日発生）
- 弁護士およびその妻子の殺人事件（平成元年11月4日発生）
- サリンを使用した弁護士殺人未遂事件（平成6年5月9日発生）
- VXガス（毒ガス）を使用した殺人未遂事件（平成6年12月2日発生・平成7年1月4日発生）
- VXガスを使用した殺人事件（平成6年12月12日発生）
- 公証人役場事務長逮捕監禁致死事件（平成7年2月28日～3月1日発生）

給付金の額 被害の類型に応じて、次の額が支給されます。

①死亡	2,000万円
②障害	
イ 介護を要する障害（1・2級）	3,000万円
ロ 重度の障害（1～3級で、イ以外のもの）	2,000万円
ハ その他の障害（4～14級）	500万円
③傷害（死亡・障害をもたらすものを除く）	
イ 重傷病（通院加療1月以上の傷病）	100万円
ロ 重傷病以外の傷病（通院加療1日以上1月未満の傷病）	10万円

給付金の申請

- 県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室に申請してください。
- 申請は、平成20年12月18日（木）から2年間とします。ただし、やむを得ない理由により出来ない場合はご相談ください。

問い合わせ

県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室
TEL 043—227—9131

■ 「住民税の申告」と「所得税の確定申告」を受け付け

申告期間

2月16日(月) から

3月16日(月) まで(土日を除く)

申告会場

市役所本庁別館1、富山支所、三芳農村環境改善センター、白浜支所、千倉支所、丸山公民館、和田支所

※ 詳細は、お知らせ版2月号と同時に各世帯に配付します。

問い合わせ

税務課 TEL 33-1023

■ 介護サービス利用料の医療費控除

介護保険の認定を受け、サービスを利用している場合、自己負担額が医療費控除の対象となる場合があります。控除の対象となる介護サービスは、下の表をご覧ください。該当の有無については、居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)、地域包括支援センター、各サービス提供事業者および入所施設へお問い合わせください。

問い合わせ

高齢者福祉課 TEL 36-1154

■ 高齢者の障害者控除(住民税・所得税)

障害者手帳を持っていない65歳以上の人で、常に寝たきり(6カ月程度以上寝たきりで、食事・排便などの日常生活に支障のある状態)の状態にある場合は、市が発行する「特別障害者控除対象者認定書」により、障害者控除の対象となる場合があります。

ただし、障害者手帳を取得できる程度の人は、原則、障害者手帳の交付申請をお願いします。

問い合わせ

高齢者福祉課 TEL 36-1154

■ おむつに係る費用の医療費控除

傷病によりおむね6カ月以上寝たきり状態にあり、治療上おむつの使用が必要な人は、そのおむつに係る費用を医療費控除の対象とすることができます。

確定申告の際、「領収書」に「医師の証明書」を添付する必要がありますが、前年におむつについて医療費控除を受けた場合には、市が交付する「主治医意見書の内容を確認した書類」を、「医師の証明書」の代わりとすることができます。

※ 主治医意見書の内容により、医師の証明書が必要な場合もあります。対象者

おむつに係る費用の医療費控除を受けるのが2年目以降(1年目は必ず医師の証明書が必要)で、かつ、介護保険の要介護認定を受けている人のうち、要介護認定に係る主治医意見書の内容が一定の要件を満たしている人です。

詳しくは、高齢者福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ

高齢者福祉課 TEL 36-1154

医療費控除の対象となる介護サービス一覧

医療費控除の取り扱い	サービス種別	
【医療系サービス】 医療費控除の対象	① 訪問看護 介護予防訪問看護	
	② 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	
	③ 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
	④ 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	
	⑤ 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
	⑥ 介護老人保健施設	
	⑦ 介護療養型医療施設	
【福祉系サービス】 ①～⑤の医療系サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象	⑧ 訪問介護(生活援助中心型を除く) 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護	
	⑨ 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	
	⑩ 通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	
	⑪ 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	
	⑫ 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	
	2分の1医療費控除の対象	⑬ 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
		⑭ 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
⑮ 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		
		医療費控除の対象外

認知症サポーター

養成講座

「サポーターになりましょう！」

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことをいいます。



認知症サポーターの活動は、自分のできる範囲で、認知症を自分の問題と認識し、友人や家族に学んだ知識を伝えることや、認知症の人や家族の気持ちを理解し、街で困っている認知症の人を見かけたら優しく声をかけ支援することです。

認知症の人を地域で支えるため、全国で100万人の認知症サポーターを養成するための取り組みが進められています。

市では、認知症の人とその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座を開催します。

午後2時から午後3時30分まで
会場 千倉保健センター3階
対象 南房総市内在住の人
定員 50人程度
参加費 無料

申込方法

2月2日(月)までに高齢者福祉課へ電話でお申し込みください。

※ 要望に応じて認知症サポーター養成講座を行っています。サークルや地域の集まりなど、認知症サポーター養成講座の受講を希望する団体がありましたら、高齢者福祉課へお問い合わせください。

申込および問い合わせ

高齢者福祉課 TEL 36-1154

子どもの成長と子育て(講話)

市民の皆さんを対象に、子どもの成長と子育ての講話を行います。参加費は無料です。

第1部(8歳までに心がけること)

日時 2月7日(土)

午後2時から午後3時30分まで

講師 社会教育指導員 青木徳雄さん

第2部(思春期の特徴と対応)

日時 2月8日(日)

午後2時から午後3時30分まで

講師 家庭教育指導員 洪谷幸一さん

会場 富山公民館

(第1部・2部ともに)

※ 申し込みを1月20日(火)午前8時30分から受け付けます。来場時には、筆記用具をお持ちください。

申込および問い合わせ

富山公民館 TEL 57-3590

県立館山聾学校

幼稚園部入学者募集

募集人員

3歳児・4歳児・5歳児
(それぞれ若干名)

応募資格

① 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた幼児

② 聴覚、言語、発達などに障害のある幼児

提出書類

① 入学願書(所定の様式)

② 返信用封筒

③ 宛先明記80円切手貼付

④ 障害を有することがわかるもの

提出期間

1月26日(月)から2月19日(木)まで(土・日・祝日を除く)

※ 受付時間は、午前9時から午後4時まで

入学相談 2月19日(木)まで随時

入学選考 2月26日(木)

※ 入学許可候補者の保護者へ3月5日(木)に通知します。

提出および問い合わせ

〒294-0005

館山市那古1672-7

千葉県立館山聾学校

TEL 27-2490

千葉大学予防医学センター

市民講演会

「地域でつくろう みんなの健康」

突然の病気や怪我への応急処置の方法、普段の生活での病気の予防、地域での健康づくりなどについて、現場の第一線でご活躍中の先生を講師にむか

え、講演会を開催します。

日時 1月18日(日)

午前11時から午後5時まで

会場 とみうら元気倶楽部

(さざなみホール)

定員 130人程度(先着順)

参加費 無料

内容

第1部 午前11時から

とっさの時の応急処置

小児アレルギーの予防と治療

第2部 午後1時から

あわてないために

子供の症状のみかた

安房地域の医療に関する住民意識調査について

橋を架けよう

山武地域の市民の取り組み

健康で楽しく暮らし続けるには

第2部からの参加もできます。参加者には「小児救急ガイドブック」を差し上げます。

問い合わせ

千葉大学薬学部

高齢者薬剤学研究室 上野光一

TEL 043-226-2880

～障害者の 税控除など①～

知っておこう 障害福祉制度

Vol.17

問い合わせ 社会福祉課 TEL 36-1151

所得税・住民税の控除

本人や控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合には所得税、住民税の障害者控除を受けることができます。障害者控除を受けるには、その控除に該当することを申告しなければなりません。給与所得のみの人は、給与の支払い者へ、その他の人は、確定申告または住民税の申告をしてください。



【対象者】

- (1) 障害者本人 (2) 控除対象配偶者または扶養親族のうちに障害者がいる人

【所得金額からの控除額】

所得税	障害者	27万円	住民税	障害者	26万円
	特別障害者	40万円		特別障害者	30万円

【障害者控除の対象となる人の範囲】

障害者控除の対象となるのは、次のいずれかに当てはまる人です。

- (1)常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人。この人は、特別障害者になります。
- (2)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された人。このうち重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- (3)精神保健および精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。このうち障害等級が1級と記載されている人は、特別障害者になります。
- (4)身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人。このうち障害の程度が1級または2級と記載されている人は、特別障害者になります。
- (5)精神または身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)または(4)に掲げる人に準ずるものとして市町村長などや福祉事務所長の認定を受けている人。このうち特別障害者に準ずるものとして市町村長などや福祉事務所長の認定を受けている人は特別障害者になります。
- (6)戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人。このうち障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの人は、特別障害者となります。
- (7)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人。この人は、特別障害者となります。
- (8)その年の12月31日の現況で引き続き6カ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人。この人は、特別障害者となります。

【その他】

同居障害者がいる場合は、扶養控除などの加算があります。詳細はお問い合わせください。

住民税の非課税

障害者本人の前年の合計所得が125万円以下の人は、住民税が非課税となります。

問い合わせ 所得税について 館山税務署 TEL 22-0101
住民税について 税務課 TEL 33-1023

広げよう!! エコキャップ運動の輪

No.19
エコ★ニュース
 環境保全課 環境都市づくり推進室
 TEL 33-1042

— ペットボトルのキャップ回収運動にご協力いただきありがとうございます —

エコキャップ運動 ニュース

皆さんにご協力いただいているエコキャップ運動について、リサイクル業者へ1回目の引き渡しを行いました。

このエコキャップ運動の流れは、皆さんから集められたペットボトルのキャップを市役所でとりまとめ、リサイクル業者に引き取りを依頼します。リサイクル業者は、キャップをリサイクルしたときの売却益をエコキャップ推進協会に送金し、NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会に寄付、そしてユニセフを通じて発展途上国の子どもたちへワクチンが届けられます。

この運動は、世界の発展途上国で栄養失調や感染

症などで苦しんでいる子どもたちにワクチンを届けようというものです。キャップをリサイクルすることで、焼却時に排出される二酸化炭素(CO₂)をキャップ400個で3,150gも削減することができます。そして市でこの運動に取り組むことにより、ごみ処理経費の削減にもつながり、環境の改善と再資源化の推進を図ることができます。

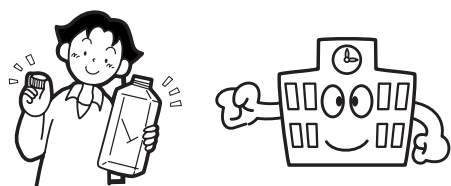
市民や事業者の皆さんのご協力をこれからもお待ちしております。

エコキャップ運動にご協力いただいた収集協力団体などについては、市のホームページでご紹介させていただきます。



<エコキャップ>
 平成20年11月10日送付分
 重さ 212kg
 約 84,800 個
 ワクチン 106人分
 ※1kgを400個として計算しています。
 800個でポリオワクチン1人分が購入できます。

エコキャップ運動の流れ



市民、学校、事業者などから市役所へキャップが集められます。

エコキャップの回収



目安 45ℓ用の袋に入れると、約3,500個で重さ 約8~10kg

量がまとまったら、リサイクル業者へ引き渡します。キャップは、一般的に400個を10円で売却することができます。※リサイクル業者が、売却益を「エコキャップ推進協会」に送金します。

再資源化事業者へ引き渡し

(エコキャップネットワーク参加リサイクル業者)

世界の子どもたちにワクチンを届けよう



NPO法人 世界の子どもにワクチンを日本委員会 (JCV)
 (ユニセフを通じて、ワクチンを届けます。)

※ワクチンの価格には、ワクチン代、輸送費、医者や看護師の人的費などが含まれているそうです。

NPO法人 (内閣府認証) エコキャップ推進協会

油断大敵ノロウイルス！

～食中毒は暑い季節にしか
起こらないと思っていないませんか？～

年間に発生する食中毒の約4分の1が12月から3月の冬場に発生しています。しかも、そのうち約7割が、ノロウイルスが原因といわれています。

風邪やインフルエンザと初期の症状がよく似ているため、食中毒と気がついた時には感染が広がってしまいます。人から人にうつるノロウイルスは、大規模な集団感染を引き起こすこともあります。ノロウイルスの正しい知識を身につけ、感染を防ぎましょう。

<原因>

原因食品のトップはカキなどの二枚貝です。感染者の便に含まれるノロウイルスが下水から二枚貝の生息域に紛れ込むと、プランクトンと共に吸い込まれて貝の中に蓄積。十分に火を通さず食べると感染してしまいます。

<感染経路>



調理者の手を介して汚染された食品を食べる。



カキや二枚貝を加熱不十分で食べる。



便やおう吐物を処理した後、手についたウイルスが口に入ってしまう。

<主な症状>

- 主症状は急性の胃腸炎です。食べてから1日から2日で発症し激しい吐き気やおう吐、腹痛、下痢（水様便）が1日から3日続きます。発熱や頭痛、上気道炎など風邪に似た症状が主な場合もあります。
- 治ってからも2週間は便に少量のウイルスを排出します。

<予防4カ条>

ノロウイルスは食品中では増えず、人の腸管内でのみ増えます。そのため、おう吐物やふん便を介した2次感染によって、周囲の人にうつす危険があります。予防するには、清潔を保つことと、食品を十分に加熱することが基本です。わずかなウイルスの付着で感染するので、抵抗力の弱い子どもや高齢者は特に注意しましょう。

食品対策

生ものを食べることを極力避け、85℃で1分以上加熱調理しましょう。

手洗い

ウイルスを洗い流すため、調理の前後、トイレやおむつ交換、ペットを触った後などは、必ず石鹸でよく手を洗いましょう。

衛生管理

調理器具の使用後は、ときどき次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）に浸して殺菌しましょう。

汚物処理

おう吐物、ふん便を処理する時は、マスクとプラスチック手袋を着用し、周りを汚染させないようにしましょう。

健康増進課
TEL 36-1152

連絡ください。お待ちしております。



平成21年度から保健推進員として活動をしてくださる人を募集します。市民の健康づくり普及活動にご協力いただける人はご

くじらのたれ
くじらの南蛮漬け
くじらの竜田揚げ
くじらのしぐれ煮

実習メニュー

今後、地区伝達として郷土料理の普及をしていきます。



こんにちは
保健推進員です！④

今回は、和田支部での勉強会を紹介いたします。

勉強会では、和田地区の郷土料理であるくじら料理について勉強しました。地元の講師を招いてくじらの調理法や調理する際のポイントなどを学びました。家庭でもできるくじら料理を学び、実際に家族に提供したところ、大変好評でくじらを身近に感じることができました。

平成20年 10大ニュース

市の1年を振り返ってみました

※職員が選んだ10大ニュースです。

順位	内 容
1	北三原小学校創立135年、幼稚園51年の歴史に幕（3月） 新生「南三原幼稚園・南三原小学校」小学校統合による、新たな学校の出発（4月）
2	県立安房高等学校 甲子園初出場（3月）～第80回選抜高等学校野球大会 21世紀枠～
3	祝 健田小学校校舎完成（1月）鉄筋コンクリート造2階建 3,748.26㎡
4	各種計画策定、条例制定および新制度の開始 総合計画（3月）安全で安心して暮らせるやさしいまちづくり 幼稚園および小中学校再編計画（3月）子どもたちの学校教育環境向上 耐震改修促進計画（3月）地震から命や財産を守るために 環境基本条例制定（1月）環境にやさしい資源循環・低環境負荷型社会 高齢者の新しい医療制度「後期高齢者医療制度」開始（4月） 南房総国際交流協会設立（6月）
5	コミュニティバス市内を横断 富浦～三芳・丸山経由～和田 快速バス「うらら」運行開始（10月）
6	南房総市観光ブランド進んでいます！ 新たな観光名所 白浜城跡展望台・遊歩道（1月）、種なしビワ初出荷1箱5万円の値がつく（4月） 南房総3市1町が全国16カ所の観光圏指定（10月） 白間津のオオマチ行事や里見関係城郭群など「ちば遺産100選」、「和田浦の鯨食文化景観」「白浜の漁村集落景観」など「千葉文化的景観」に選定（11月） 平成19年度「房州黒あわび」に引き続き「房州和田浦つち鯨」が千葉ブランド水産物に認定（11月）
7	地域住民の安全性や生活基盤の向上 祝 国道410号 安馬谷バイパス開通(1月) 昭和62年着手 約2.4km 宇田1号線・トンネル開通（11月） 県内初 携帯電話等エリア整備事業で通話エリア拡大 上滝田地区・増間地区（12月）
8	ふるさと納税実施（10月） ～ふるさと南房総を応援してください～
9	ゆめ半島千葉国体南房総市実行委員会設立（4月） ～平成22年 国民体育大会で自転車競技と軟式野球競技の会場～
10	住民基本台帳カードの無料交付（4月）～平成23年3月31日まで申請された場合、無料交付～



10大ニュース・市の民話

南房総市の民話

の民話



忽戸の灰汁井戸
～第33話～
生稲謹爾

千倉町の忽戸に「灰汁井戸」と呼ばれる洗濯井戸があります。

一年中、沸き出る水の量は少しも変わらず、その上、汚れが真っ白に落ちる不思議な井戸のため、その井戸のできた謂れが、古くから伝えられています。

昔むかし、一人の旅の僧が忽戸のある家に、一夜の宿を乞うて立ち寄りしました。その家は貧しい暮らしでしたが、温かく僧をもてなしました。

その翌朝のことです。家の女の人が冷たい水で洗濯していますと、それを見た僧が、「冷たい水で洗濯はかわいそうだ、温かくもてなして貰った礼をしよう。」と、原の真ん中に生えている松の近くに行き、とんとんと、錫杖で地を突いたのです。

すると不思議なことに、そこから温かい水が、どくとどくと沸き出てきました。以後、その水は一日と変わることもなく沸き出るため、何時とはなく、村人たちの洗濯井戸として使われるようになったのです。

ですが、不思議な霊験を現わした旅の僧は、いったい誰だったのでしようね。実は弘法大師空海だったそうです。





～市民活動団体の紹介⑱～

今月は、地域活性化に取り組んでいる市内のNPO法人を紹介します。

団体名：NPO法人 富浦エコムーゼ研究会

富浦エコムーゼ研究会の主な活動は、

① ウォッチング富浦 ② とみうら土曜学校 です。

それぞれ毎月1回ずつ開催し、地域の再発見と誇りづくり、子どもたちの心へふるさとの風景の刷り込みを行うことによる郷土愛を育む活動を行っています。研究会は、任意団体として平成4年8月から活動を開始し、平成15年9月25日にNPO法人化しました。



子どもたちも紙芝居づくりに挑戦

今年度、実施している、緑の探検（樹木ラリー）と紙芝居を活用した大房岬ガイド養成ステップアップ事業では、ふるさとの自然や歴史、文化などの地域資源の掘り起こしと活用のため、大房岬の樹木や植物を活用した体験メニューづくりとミニマップの作成、大房岬の歴史や富浦の民話を中心とした紙芝居の作成を行っています。今後は、それらを活用し、ガイドのさらなるステップアップを図っていきたいと考えています。



このコーナーは地域の市民活動団体を応援するコーナーです。

地域でがんばっている団体をご存知でしたら情報をお寄せください。

問い合わせ
企画政策課 TEL 33-1001

連絡先および代表者

南房総市富浦町青木123-1

NPO法人 富浦エコムーゼ研究会

理事長 鈴木 勇太郎 TEL33-4611

ホームページは、「エコムーゼ」で検索してね！

介護療養病床・一般病床・外来透析・入院透析

みすず
医療法人 美篤会

中原病院

南房総市和田町仁我浦19-1 TEL.0470-47-2021

これからお得!ETCを低価格で取り付けします

ドライブを楽しく最新ナビ&地デジテレビ

(有)アカツキオート

ネットオークションにより好みの車をお探しします!

千倉町大川1300 TEL 43-1201

まごころの寿司

美浜寿し

(鮭・地魚料理)

ローズマリー公園そば

定休日・木曜日/営業時間 11:00~

南房総市白子2565-2
TEL0470-46-3565

大・小宴会承ります!

美味い家 若鈴

寒い冬も体を温める鍋料理! 揃っています!

好評! 毎週木曜天ぷらの日

館山市上野原91-4
TEL0470-23-9022

営業時間 17:00~24:00
定休日 第3月曜日

有料広告

※広告内容についての問い合わせは広告主までお願いします。